

平成20年度 C F P®事例演習と重点ポイント 改定等箇所一覧

当改定一覧は、C F P®受験対策通信講座をご利用頂いている受講者の皆様向けに作成した資料です。ご使用の「平成19年度版C F P®事例演習と重点ポイント」につき、平成20年度における改定等箇所をまとめたものです。事例演習と重点ポイントの該当ページと改訂内容を記載していますのでご確認下さい。

金融資産運用設計

該当ページ	改訂内容等
6 記述変更 23行目に 追記	◇ポイント 景気を包括的に把握するものが景気動向指数である。景気動向指数にはD IとC Iの2種類の指数があり、毎月内閣府経済社会総合研究所が発表している。 従来はD Iを重視していたが、平成20(2008)年4月分からC Iを重視し、C I中心の公表形態に変更された。
22 記述変更	◇他の選択肢 4. 正しい。補完貸付制度（ロンバート型貸出制度）とは、金融機関が、日本銀行から基準貸付利率（日本銀行が金融機関に貸し出しを行う時の基準金利）で短期資金を借りられるという制度。この制度では、翌日返済を原則とするが、連続5日まで基準貸付利率での借り換え（ロールオーバー）が認められる。ただし、6日以上借りる場合には、基準貸付利率に2%上乗せした金利が適用される。無担保コール翌日物レートが突然上昇しても、補完貸付制度を利用すれば基準貸付利率である程度は資金調達ができるということになるが、実際は、現在の基準貸付利率は短期金融市場金利の上限という位置付けなので基準貸付利率を短期金利が上回るというのは考えにくい。
76 追記	◇ポイントに追加 ＜株券電子化＞ 株券電子化（株式のペーパーレス化）とは、「社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債株式等振替法」という。）」により、上場会社の株式等に係る株券をすべて廃止し、株券の存在を前提として行われてきた株主権の管理を、証券保管振替機構及び証券会社等の金融機関に開設された口座において電子的に行うこととするもの。現在においても、株券保管振替制度の活用により、株券そのものの受渡しや保管等の管理を株主自身が行わなくても売買や株主権の行使をすることができるが、一方で、株券を株主自身で管理し、株券の受渡しを株主自身が行う売買等も認められており、株式の譲渡や管理に当たり様々なリスクや非効率性が指摘されていた。今後は、新たな株式振替制度により株券電子化が実施され、電子的な管理に統一されることになる。株券電子化は、平成21年1月実施を目標として準備が進められている。
216 15行目以後 記述変更 一部削除	対象となる金融商品は、預貯金、信託、保険、有価証券、デリバティブ取引等で、 郵便貯金や簡易保険、 商品先物取引（国内）などは対象外とされている。しかし、昨今トラブルが急増している外国為替証拠金取引に関して顧客保護の観点から、証券会社等の業者の規定に基づかず業者が取り扱う場合においても、金融商品販売法が適用される。 平成19(2007)年9月30日の金融商品取引法の施行にあわせ、金融商品販売法の一部が改正され、金融商品販売業者の説明義務の内容が拡充された。「当初元本を上回る損失が生じるおそれがあるとき」の説明義務、「取引の仕組みのうち重要な部分」の説明事項が追加され、金融商品の販売・勧誘の際には適合性の原則に従うことを義務化し、不確実な事項につき断定的判断の提供の禁止、および確実であると誤認させるおそれがあることを告げる行為が禁止された。これに違反した場合は、元本欠損額を損害額と推定して、金融商品販売業者に損害賠償責任が生じることを定めている。
220 削除	Point-20 本人確認法 犯罪収益移転防止法の施行に伴い、本人確認法は廃止

＜金融資産運用設計補足資料＞

該当ページ	改訂内容等
233 追記	<p>1. 経済金融の基礎知識</p> <p>(1) 景気動向指数、D I 重視からC I 重視へ</p> <p>景気動向指数にはD I (Diffusion Index) とC I (Composite Index) の2種類がある。従来はD I を重視していたが、平成 20 年 4 月分からC I を重視し、C I 中心の公表形態に変更された。</p> <p>D I は景気の方向性（上昇・下降）を見るのには適しているが、景気変動の大きさやテンポ（量感）を見るのには適していない。そこで景気変動の大きさやテンポ（量感）を把握するために考え出されたのがC I (Composite Index) である。計算の仕方はかなり複雑だが、先行系列、一致系列、遅行系列に採用されている各経済指標の変化量を累積し指数化している。C I は各指標の変化の大きさが指数に反映されているので、景気の強弱が読み取りやすいと言われている。</p> <p>ポイントとしては、①C I の変化の大きさは景気拡大・後退のスピードを表している、②C I（一致指数）の山・谷は、景気の高・谷とほぼ対応する、という点があげられる。</p>
236 追記	<p>6 郵貯非課税制度の廃止</p> <p>平成 19 年 10 月 1 日の郵政民営化によって、郵便貯金単独の非課税制度は廃止され、ゆうちょ銀行では他の民間金融機関と共通の非課税枠（マル優 350 万円）を利用する形になっている。</p> <p>ただし民営化前に預け入れられた非課税の定期性郵便貯金（定額貯金など）については、特段の手続きをすることなく、満期を迎えるまで非課税扱いが継続される。出し入れ自由な通常貯金および通常貯蓄貯金は平成 19 年 9 月 30 日をもって非課税扱いを終了し、民営化後に生じる利子は課税される。</p> <p>なお、ゆうちょ銀行でマル優扱いで預けられるのは定額貯金、担保定額貯金、定期貯金、担保定期貯金に限られ、これ以外の貯金はマル優扱いにすることはできない。</p> <p>7 郵政民営化により、取扱いを終了した主な商品とサービス</p> <p>国際ボランティア貯金 積立貯金・教育積立貯金・住宅積立貯金・介護定期貯金 証書扱いのゆうゆうローン（貯金担保貸付） 国債の現金による購入・売却 国債等保護預り証書等による国債担保貸付け</p>
237 追記	<p>＜個人向け国債の商品内容の見直し＞</p> <p>(1) 5年満期・固定金利型個人向け国債の基準金利の変更</p> <p>平成 19 年 10 月発行分より基準金利が以下のように変更された（「基準金利－0.05%」を適用利率とする点に変更なし）。</p> <p>基準金利＝募集期間開始日の 2 営業日前（10 年固定利付国債入札日）において、市場実勢利回りを基に計算した期間 5 年の固定利付国債の想定利回り</p> <p>(2) 中途換金調整額の計算方法の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 20 年 4 月 15 日以降に国が買い取るものから、個人向け国債の中途換金調整額の計算方法が変更された。 これまでは、10 年満期・変動金利型では直前 2 回分の税引前の利子相当額、5 年満期・固定金利型では 4 回分の税引前の利子相当額を中途換金調整額として差し引いてきたが、これを税引前の利子相当額に 0.8 を掛けた額を中途換金調整額として差し引くようになった。これにより、据置期間直後に中途換金しても元本割れすることはなくなる。

該当ページ	改訂内容等
237 追記	<p><国債の新型窓口販売方式></p> <p>平成 19 年 10 月より、個人向け国債に加えて、10 年長期国債、5 年中期国債、2 年中期国債について、新型窓口販売方式が導入された。</p> <p>従来、銀行、証券会社等の民間金融機関は、新規発行される国債について、いったん自ら取得した後に、利ざやを乗せて一般投資家に販売してきた。この方式をセカンダリー方式というが、各社によって、取得価格や利ざや等が異なるために、同じ日に同じ国債を購入する場合でも、各社によって販売価格が異なっていた。</p> <p>新型窓口販売方式では、財務省が指定する価格で民間金融機関が国債を販売し、財務省が取扱い機関に募集手数料を支払う。</p> <p>10 年長期国債、5 年中期国債、2 年中期国債については新型窓口販売方式が強制されているわけではないので、民間金融機関の判断により引き続きセカンダリー方式を採用することもできる。</p>
245 記述変更	<p>ジャスダック証券取引所</p> <p>1. マーケットメイク方式の廃止とリクイディティ・プロバイダー（LP）制度の創設</p> <p>ジャスダック証券取引所独自のマーケットメイク方式は 2008（平成 20）年 3 月 21 日をもって廃止され、同年 4 月 1 日から新制度のリクイディティ・プロバイダー制度が導入された。これにより従来のマーケットメイク銘柄は全てオークション方式で売買されることになり、全銘柄について成り行き注文が認められるとともに、制限値幅が設けられることになった。リクイディティ・プロバイダー制度とは、銘柄ごとに届出をした取引参加者（証券会社）が、自己の計算による買い注文・売り注文を毎営業日必ず発注することにより流動性を供給する制度をいう。</p>
254 記述変更	<p>10. 本人確認法の廃止と犯罪収益移転防止法施行</p> <p>平成 19 年 3 月、犯罪収益移転防止法（「犯罪による収益の移転防止に関する法律」）が成立した。この法律は、これまで金融機関等に限られていた本人確認義務を、ファイナンス・リース事業者、クレジットカード事業者、宅地建物取引業者、宝石・貴金属等取扱い事業者、郵便物受取サービス業者、電話受付代行業者、司法書士などの法律・会計の専門家などに拡大したものである。</p> <p>この法律により、これらの業者等も、取引関係の開始時や 200 万円を超える現金等での取引などを行うときには本人確認を行う義務が生じる。また本人確認記録の作成・保存（7 年間保存）、取引記録等の作成・保存（7 年間保存）も義務づけられた。</p> <p>また、これまで組織的犯罪処罰法で、一定の犯罪行為から生じた財産などであるとの疑いや一定の犯罪行為から生じた財産などを隠匿しようとしている疑い等があるときには、国に対する届出を金融機関等に義務づけていた。犯罪収益移転防止法では、この疑わしい取引の届出義務を上記の業者まで拡大している（ただし司法書士などの法律・会計の専門家は疑わしい取引の届出義務の対象外）。平成 20 年 3 月 1 日に犯罪収益移転防止法が全面施行されたことに伴い、本人確認法は廃止された。</p>
257 追記	<p><金融商品取引法></p> <p>証券取引法を抜本改正して新たな投資ルールを定めた法律で、平成 19 年 9 月 30 日に全面施行された。「透明で公正な市場づくり」「投資性のある金融商品を取引きする際の利用者保護」を主な目的としている。利用者保護の制度を中心に見ていく。</p> <p>1) 規制対象となる金融商品</p> <p>規制対象となるのは国債、地方債、社債、株式、投資信託、集団的投資スキーム持分、デリバティブ取引などの投資性（投資リスク）のある商品で、一般の預金や保険などは規制の対象となっていない。ただし、投資性のある預金商品（外貨預金やデリバティブ預金など）や保険商品（変額保険、変額年金保険、外貨建て保険、外貨建て年金保険など）、指定金銭信託、商品先物取引、不動産特定共同事業なども、金融商品取引法の販売・勧誘ルールに準じた利用者保護規制が適用される。</p>

該当ページ	改訂内容等																		
257	<p>2) 金融商品取引業は登録制 金融商品取引業を行なうすべての業者は、内閣総理大臣への申請・登録が義務づけられ、金融庁の監督対象になる。</p> <table border="1" data-bbox="405 338 1401 645"> <thead> <tr> <th>金融取引業の区分</th> <th>主な業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一種金融取引業者</td> <td>流動性の高い有価証券の販売・勧誘 顧客資産の管理、店頭デリバティブ取引の販売・勧誘</td> </tr> <tr> <td>第二種金融取引業者</td> <td>流動性の低い有価証券の販売・勧誘 市場デリバティブ取引の販売・勧誘</td> </tr> <tr> <td>投資運用業</td> <td>投資運用、投資一任取引</td> </tr> <tr> <td>投資助言・代理業</td> <td>投資助言（投資顧問契約） 投資顧問契約・投資一任契約の締結の代理・媒介</td> </tr> </tbody> </table> <p>3) 販売・勧誘・契約におけるルール 金融商品取引業者が、有価証券、デリバティブ取引の販売・勧誘などを行なう際には、以下のような行為規制の順守が義務づけられる。</p> <p>① 適合性の原則 金融商品取引行為について、顧客の知識、経験、財産の状況および契約目的に照らして不相当と認められる勧誘を行なってはならない（顧客に理解されるためにふさわしい説明をしなければならない）という原則。</p> <p>② 契約締結前の書面交付義務 金融商品取引業者の商号、名称または氏名、登録番号など付し、商品の仕組み、商品のリスク、手数料などのコストなどの重要事項を記載した書面を交付しなければならない。この書面は顧客に交付するだけでなく、顧客に理解されるために必要な方法及び程度によって説明することが義務づけられている。 契約前の書面交付とは別に契約成立にも、業者等の商号等、登録番号、営業所または事務所の名称、解約または払戻しの概要、年月日、これにかかる手数料等および租税に係る事項、顧客が金融商品取引業者に連絡する方法などを記載した書面を交付しなければならない。</p> <p>③ 禁止行為 金融商品取引契約の締結または勧誘に際して、虚偽の事実を告げたり、断定的判断を提供することを禁止している。勧誘時の規制としては、以下のものもある。</p> <table border="1" data-bbox="405 1361 1401 1816"> <tbody> <tr> <td>迷惑時間勧誘の禁止</td> <td>顧客に迷惑を覚えさせるような時間に電話・訪問により勧誘する行為は、すべての取引で禁止される。</td> </tr> <tr> <td>不招請勧誘の禁止</td> <td>店頭金融先物取引を対象としたもので、勧誘の要請をしていない顧客に対して、訪問または電話によって勧誘することは禁止されている。</td> </tr> <tr> <td>勧誘受諾意思確認義務再勧誘の禁止（一部）</td> <td>金融先物取引を対象としたもので、勧誘する際には、勧誘受諾に関する顧客の意思の有無を書面で確認する必要がある。また取引をしない意思を示した顧客に対し、再度勧誘することは禁止されている。</td> </tr> <tr> <td>損失補てんの禁止</td> <td>有価証券やデリバティブ取引について、その取引前後の損失補てん、利益追加の申込み・約束、損失補てん・利益追加の実行行為などのすべてを禁止している</td> </tr> </tbody> </table> <p>④ 広告（郵便、FAX、電子メール、ビラ、パンフ、WEBなどを含む）の規制 広告には、手数料、市場リスク、顧客の不利益となる事実などを表示しなければならない。とくに「リスク」に関する表示は、その広告に使われている最大の文字と著しく異ならない大きさの文字で表示することが求められている。 また、契約解除・利益保証、損害賠償の予定・手数料、などについて誤解を生じさせるような表示や業者の信用や実績についての誇大広告などが特に禁止されている。</p>	金融取引業の区分	主な業務内容	第一種金融取引業者	流動性の高い有価証券の販売・勧誘 顧客資産の管理、店頭デリバティブ取引の販売・勧誘	第二種金融取引業者	流動性の低い有価証券の販売・勧誘 市場デリバティブ取引の販売・勧誘	投資運用業	投資運用、投資一任取引	投資助言・代理業	投資助言（投資顧問契約） 投資顧問契約・投資一任契約の締結の代理・媒介	迷惑時間勧誘の禁止	顧客に迷惑を覚えさせるような時間に電話・訪問により勧誘する行為は、すべての取引で禁止される。	不招請勧誘の禁止	店頭金融先物取引を対象としたもので、勧誘の要請をしていない顧客に対して、訪問または電話によって勧誘することは禁止されている。	勧誘受諾意思確認義務再勧誘の禁止（一部）	金融先物取引を対象としたもので、勧誘する際には、勧誘受諾に関する顧客の意思の有無を書面で確認する必要がある。また取引をしない意思を示した顧客に対し、再度勧誘することは禁止されている。	損失補てんの禁止	有価証券やデリバティブ取引について、その取引前後の損失補てん、利益追加の申込み・約束、損失補てん・利益追加の実行行為などのすべてを禁止している
金融取引業の区分	主な業務内容																		
第一種金融取引業者	流動性の高い有価証券の販売・勧誘 顧客資産の管理、店頭デリバティブ取引の販売・勧誘																		
第二種金融取引業者	流動性の低い有価証券の販売・勧誘 市場デリバティブ取引の販売・勧誘																		
投資運用業	投資運用、投資一任取引																		
投資助言・代理業	投資助言（投資顧問契約） 投資顧問契約・投資一任契約の締結の代理・媒介																		
迷惑時間勧誘の禁止	顧客に迷惑を覚えさせるような時間に電話・訪問により勧誘する行為は、すべての取引で禁止される。																		
不招請勧誘の禁止	店頭金融先物取引を対象としたもので、勧誘の要請をしていない顧客に対して、訪問または電話によって勧誘することは禁止されている。																		
勧誘受諾意思確認義務再勧誘の禁止（一部）	金融先物取引を対象としたもので、勧誘する際には、勧誘受諾に関する顧客の意思の有無を書面で確認する必要がある。また取引をしない意思を示した顧客に対し、再度勧誘することは禁止されている。																		
損失補てんの禁止	有価証券やデリバティブ取引について、その取引前後の損失補てん、利益追加の申込み・約束、損失補てん・利益追加の実行行為などのすべてを禁止している																		

該当ページ	改訂内容等
257	<p>4) 特定投資家 特定投資家（プロ）とは、その取引について1年以上の取引経験があり、純資産額3億円以上、投資性のある金融資産が3億円以上ある人をいい、この基準を満たした場合には手続きによって一般投資家から特定投資家に移行することができる。特定投資家には、契約締結前の書面交付義務など利用者保護のほとんどが適用されない。</p> <p>5) 市場の透明性の向上と罰則の強化 TOB（株式公開買い付け）ルールを整備や、上場株式を5%超保有した場合に義務づける大量保有報告制度の整備などが行われ、証券市場の透明性の向上を図っている。また、上場企業に四半期決算の報告を義務づけ、情報の適正性を確保するために必要な体制について評価した報告書（内部統制報告書）の提出の義務づけなど情報開示の強化もはかっている。一方、有価証券届出書等の虚偽記載、風説の流布・偽計、相場操縦行為等に対する法定刑を引き上げて悪質な金融犯罪を抑止するとともに、信頼・安心できる投資環境を整えようとしている。</p>
257 金融商品取引法施行に伴う呼称変更	<p>12. 金融商品仲介業 金融商品仲介業とは、第1種金融商品取引業を行なう者、投資運用業を行う者、または登録金融機関の委託を受けて、委託者のために有価証券の売買等の媒介、金融商品市場における有価証券の売買・市場デリバティブ取引の委託の媒介・取次ぎ・代理、有価証券の募集・売上の取扱い、私募の取扱い、または投資顧問契約・投資一任契約の締結の媒介を行なうことをいう。</p> <p>金融商品仲介業者は、第1種金融商品取引業者が、自己の役職員ではない独立した仲介業者を用いて有価証券の勧誘を行なわせ、仲介業者を通じて顧客から有価証券等の売買等の注文を受託することができる制度である。金融商品仲介業者は、顧客と金融商品取引業者の取引を媒介するのみであることから、顧客から金銭や有価証券を預かることは禁止されている。なお、金融商品仲介業者は複数の業者から委託を受けることもできるため、仲介行為を行なう際には、所属金融商品取引業者を顧客に示さなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融商品仲介業者の役員・使用人のうち勧誘行為を行う者については、仲介業者の登録は別に、証券外務員登録が必要である。 ・勧誘行為等について証券会社と同様の行為規制が課される。 ・仲介業者が顧客に損害を与えた場合、原則として、所属金融商品取引業者は顧客の損害を賠償する責任を負う。 ・金融商品仲介業制度では、顧客口座は証券会社が保有・管理する。 <p>金融商品仲介業者については、証券外務員資格の取得と内閣総理大臣の登録制の下で監督制度が整備されており、公益または投資者保護のためであれば、報告徴求や立ち入り検査等ができる。</p>

13. 証券税制（平成20年度税制改正案より）

(1) 上場株式等の譲渡所得並びに配当所得に対する軽減税率の廃止

上場株式等の譲渡所得並びに配当所得に係る軽減税率10%は、平成20年12月31日で廃止され、平成21年1月以後は本則税率20%（所得税15%、住民税5%）が適用される。ただし、平成22年12月までの2年間に限り、下記の特例が設けられる。

1年分の上場株式等に係る譲渡所得の金額のうち500万円以下の部分	軽減税率10%
1年分の上場株式等に係る配当所得の金額のうち100万円以下の部分	

(2) 上場株式等の配当所得の申告分離課税の創設

平成 21 年 1 月以降、上場株式等の配当所得については、20%（所得税 15%、住民税 5%）の税率による申告分離課税を選択できることとされる。この場合、申告する上場株式の配当所得の合計金額について、総合課税または申告分離課税の選択適用となる。

なお、平成 22 年 12 月までの 2 年間に限り、上場株式等の配当所得の金額のうち 100 万円以下の部分については、10%の軽減税率が適用される。

今後の上場株式等の税制のまとめ

	平成20年	平成21年		平成22年	平成23年
譲渡益課税	所得税 7%	年間譲渡益 500万円以下の部分	所得税 7%・住民税 3% (源泉徴収あり口座は申告不要)		所得税15% 住民税 5% の申告分離課税
	住民税 3% (10%)	譲渡益年間 500万円超の部分	所得税15%・住民税 5% (申告不要制度廃止) 注) 源泉徴収口座では、一旦所得税 7%・住民税 3%が源泉徴収される		
配当課税	所得税 7% 住民税 3% (10%)	源泉徴収税率	10% (所得税 7%、住民税 3%)		20% (15%, 5%)
		配当額年間 100万円以下の部分 右の選択	①申告不要 ②総合課税 (配当控除あり) ③軽減税率の申告分離 (所得税 7%、住民税 3%)		①所得税15%、 住民税 5%で 申告不要 ②総合課税 (配当控除あり)
		配当額年間 100万円超の部分 右の選択	①総合課税 (配当控除あり) ②申告分離課税 (所得税15%、住民税 5%)		③所得税15%、 住民税 5% の申告分離課税
			特定口座へ入庫可能		
譲渡損と配当の損益通算	損益通算 できない	・ 申告分離課税の配当所得と譲渡損の損益通算可 ・ 3年内の譲渡損と申告分離課税の配当所得との通算可		<特定口座内でも可能となること> 源泉徴収口座内の配当所得の計算時に、その口座内の株式譲渡損を控除して源泉徴収する	

(注) 配当の年間合計額から、年間 1 万円以下の配当銘柄を除く

大口配当(株式保有割合が 5%以上)や非上場株式は次のとおりである。

譲渡所得	所得税15%+住民税 5%の申告分離課税
配当所得	20%所得税の源泉徴収後、総合課税(配当控除あり)・少額配当の特例あり

(3) 上場株式等の配当所得と譲渡損失の損益通算の特例

その年分の上場株式等の譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるとき、またはその年の前年以前 3 年内の各年に生じた上場株式等の譲渡損失の金額（前年以前に既に控除したものを除く）があるときは、これらの損失の金額を上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限る）から控除できる。損益通算の特例は、平成 21 年分以後の所得税、平成 22 年度分の住民税から適用される。

(4) 源泉徴収口座への上場株式等の配当等の受入れ

平成 22 年 1 月以後、金融商品取引業者の営業所等を通じて支払いを受ける上場株式等の配当等について、金融商品取引業者の営業所等に源泉徴収口座を開設しているときは、源泉徴収口座に受け入れることができる。

(5) 公募株式投資信託の解約請求も譲渡所得の扱いへ

公募株式投資信託の換金方法には買取請求と解約請求があり、買取請求は譲渡所得、解約請求は配当所得に区分されているが、平成 21 年 1 月以後、解約請求により交付を受ける金銭等も、譲渡所得の収入金額と見なして課税されることとなる。

以上